

西脇工業高等学校緑窓会会則

第1章 総 則

第 1 条 本会は兵庫県立西脇工業高等学校緑窓会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦、母校との連絡、後援を図り、産業発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会の本部は兵庫県立西脇工業高等学校内に置く。

第2章 事 業

第 4 条 本会は第2条の目的を達するために下の事業を行う。

- 1 会報及び会員名簿の発行
- 2 会員相互の連絡ならびに共励
- 3 母校との連絡と後援
- 4 その他必要と認められる事項

第3章 会 員

第 5 条 本会は次の会員によって組織される。

- 1 正 会 員 兵庫県立西脇工業高等学校の卒業生
- 2 準 会 員 兵庫県立西脇工業高等学校の在校生
- 3 特別会員 兵庫県立西脇工業高等学校旧職員ならびに現職員
- 4 賛助会員 本会の目的を賛助する者で評議委員会の推薦したもの

第4章 役 員

第 6 条 本会は下記の役員をおく。

- 1 顧 問 現職母校校長とする。本会の重要事項に関する助言をする。
- 2 会 長（1名） 会務を統理する。総会において正会員より選任する。
- 3 副 会 長（3名） 会長を補佐し会長不在の時は会長に代わり会務を統理する。総会において正会員より選任する。
- 4 理 事 庶務、会計、会務を処理する。正会員より会長が委嘱するものおよび特別会員より顧問が推薦したものよりなる。
- 5 評 議 員 各期卒業生の正会員より選任する。
- 6 名誉顧問 本会に特に功労のあった会員を総会で推薦されたもの。

第 7 条 役員の任期は2カ年とする。

補欠役員の任期は前任者の残期間とする。役員の任期満了の時は、後任者の決まるまで前任者は職務を行う。

第5章 機 関

第 8 条 機関は下記の通りとし、その議決は出席会員の過半数以上をもって可決する。可否同数の時は議長の決する所による。

- 1 総 会 総会は本会の最高機関であり、毎年4月第2土曜日に会長が招集し、事業報告、収支決算、予算の承認を得る。また緊急の場合は臨時総会を開くことができる。
- 2 理 事 会 会務の遂行上必要と認めた時、会長が招集する。

第6章 会 計

第 9 条 本会の経費は会費および寄付金をもってこれに充てる。

第10条 準会員は入会時に3,000円の入会金を納入する。

準会員は在学中に各学年3600円(300円×12ヶ月)を納入する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第7章 支 部

第12条 本会は各地に支部を置くことができる。支部に関する規定は別に定める。

付 則

第13条 本会則は総会において出席者の過半数以上の同意があれば変更できる。

会計に関する申し合わせ事項

- ① 慶弔規定 現職役員・現職職員の御香料10,000円とする。会員の御香料は5,000円とする。
- ② 餞別規定 転勤・退職時に特別会員は、勤務年数×1,000円を餞別とする。
- ③ 各同窓会開催への補助金 1クラス10,000円、3クラス以上の場合は30,000円を上限とする。

(付則) 昭和39年4月 1日より実施

平成 3年 8月15日より一部改正

平成12年 4月 8日より一部改正

平成13年 4月14日より一部改正

平成22年 4月10日より一部改正

平成27年 4月11日より一部改正

(会計に関する申し合わせ事項を追加) 平成31年 4月13日より一部改正

(第6章第10条の表記を変更) 令和 1年12月25日より一部改正

(会計に関する申し合わせ事項を変更) 令和 3年 4月10日より一部改正